

対象となる障害と標準的な治療の例（育成医療）

1. 視覚障害・・・白内障、先天性緑内障

2. 聴覚障害・・・先天性耳奇形→形成術

3. 言語障害・・・口蓋裂等→形成術

唇顎口蓋列に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正

4. 肢体不自由・・・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する間接形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など。

5. 内部障害

<心臓>・・・先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術

後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術

<腎臓>・・・腎臓機能障害→人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）

<肝臓>・・・肝臓機能障害→肝臓移植術（抗免疫療法を含む）

<小腸>・・・小腸機能障害→中心静脈栄養法

<免疫>・・・HIVによる免疫機能障害→抗HIV療法、免疫調節療法、その他のHIV感染症に対する治療

<その他の先天性内臓障害>

先天性食堂閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睾丸）等→尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術